

第4回適時調査

内部通報制度の整備状況



進化するコーポレート・ガバナンスの担い手として

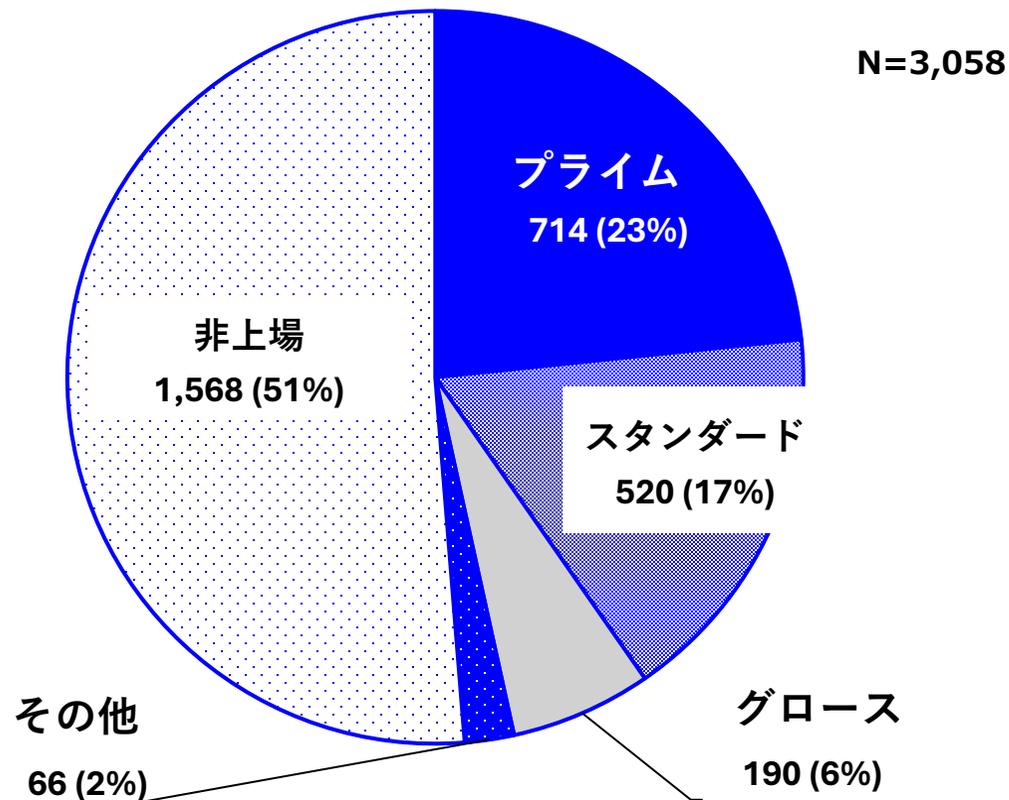
日本監査役協会



適時調査の概要

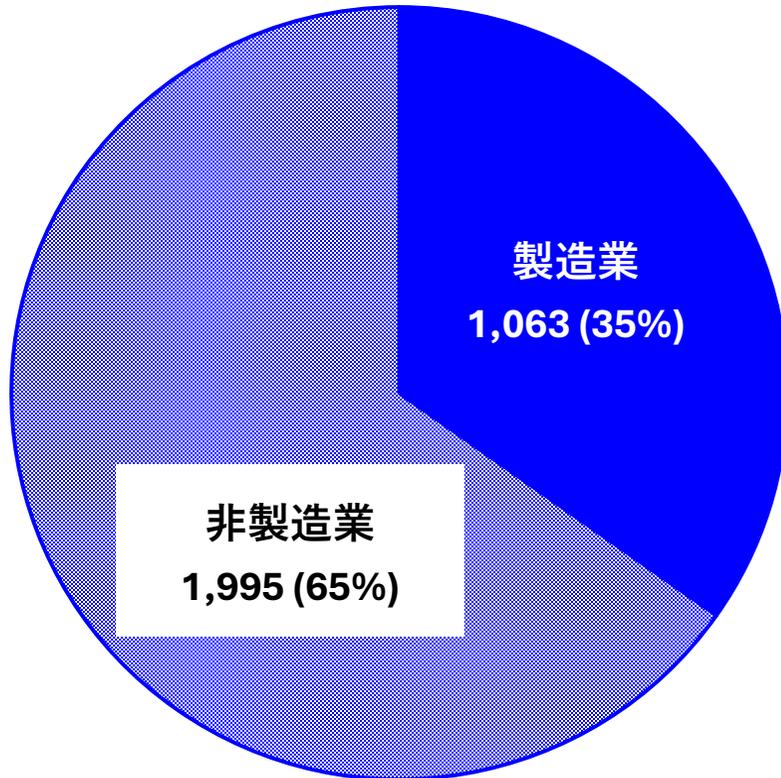
- 1 調査対象：当協会にE-mailアドレスが登録されている全監査役等から、1社につき1回答の回答依頼をすることとし、7,369社を抽出した。回答社数は3,058社、有効回答率は約41.5%となった。
- 2 調査期間：適時調査の趣旨から、2024年3月18日（月）から4月1日（月）までとした。

市場区分



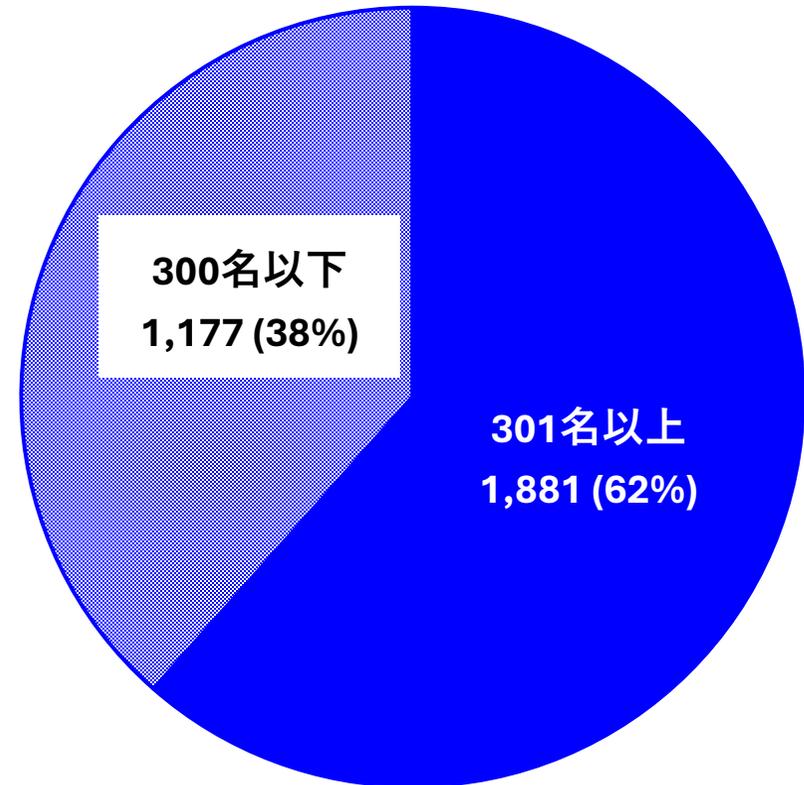
業種区分

N=3,058



従業員数 (常時使用する労働者の数)

N=3,058



公益通報者保護制度に対応している措置

N=3, 058

公益通報者保護制度に対応している措置の項目	割合	社数
①内部公益通報受付窓口の設置	97%	2,963
②組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置	86%	2,637
③公益通報対応業務の実施に関する措置	82%	2,505
④公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置	68%	2,090
⑤公益通報者の保護や不利益な取扱いの禁止	91%	2,786
⑥範囲外共有等の防止に関する措置	74%	2,262
⑦労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置	72%	2,204
⑧是正措置等の通知に関する措置	72%	2,211
⑨記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置	58%	1,776
⑩内部規程の策定及び運用に関する措置	83%	2,543
⑪特に何もしていない	2%	51
その他	0.1%	4

公益通報者保護制度に対応している措置

Q4.貴社において公益通報者保護制度に対応している措置として該当する事項を以下からお選びください。（複数回答可）

※「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」参照

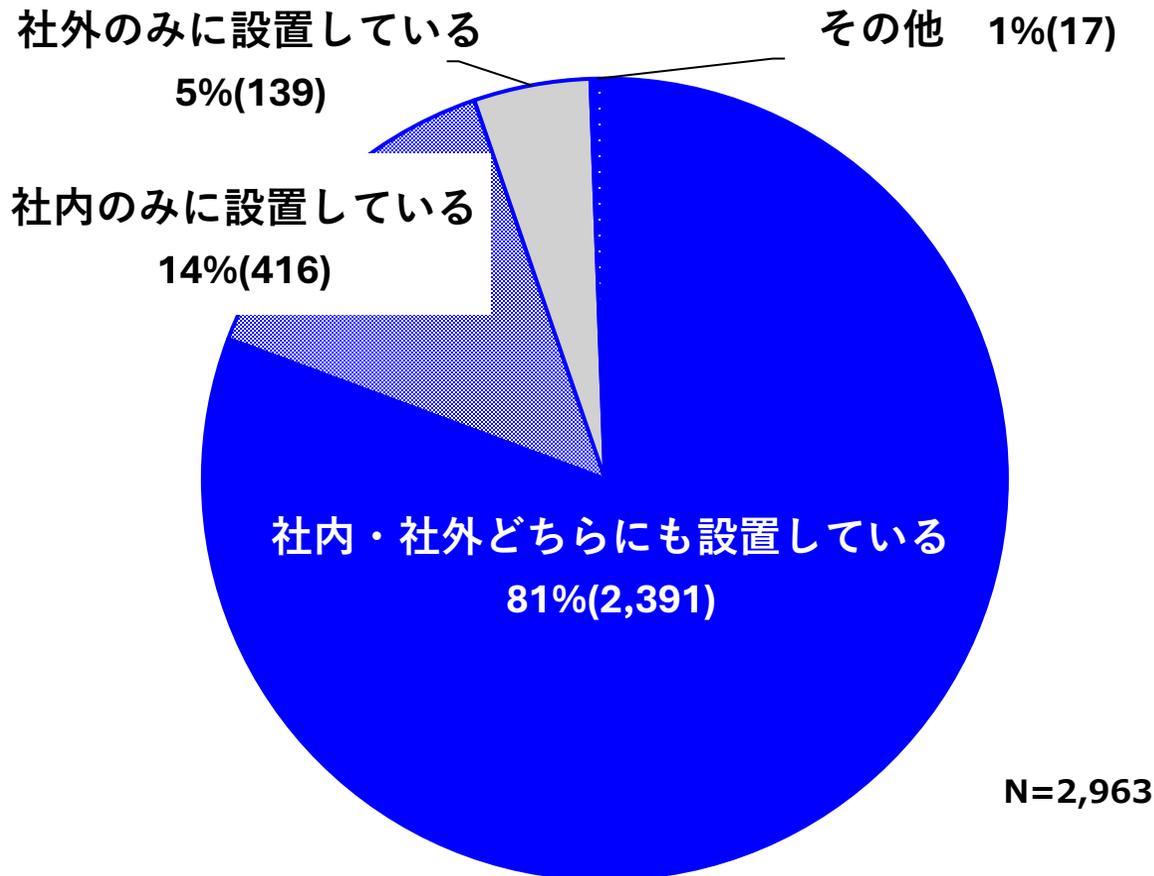
受付窓口の設置状況は97%

「⑪特に何もしていない」と回答した会社は2%となった。

受付窓口の整備については相当程度対応が進んでいる。

社内外での内部通報窓口の設置状況

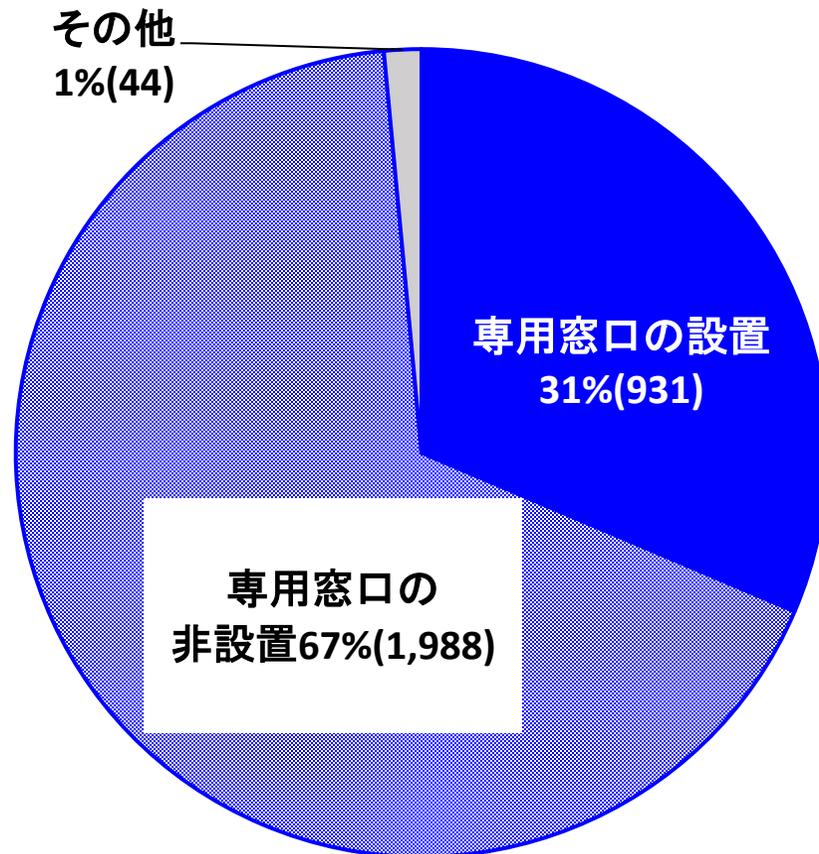
Q5. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
社内・社外に内部通報窓口を設置していますか。



社内・社外どちらにも設置している会社が81%

ハラスメント専用窓口の設置状況

Q6. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
ハラスメントのみに特化した専用窓口を設置していますか。



N=2,963

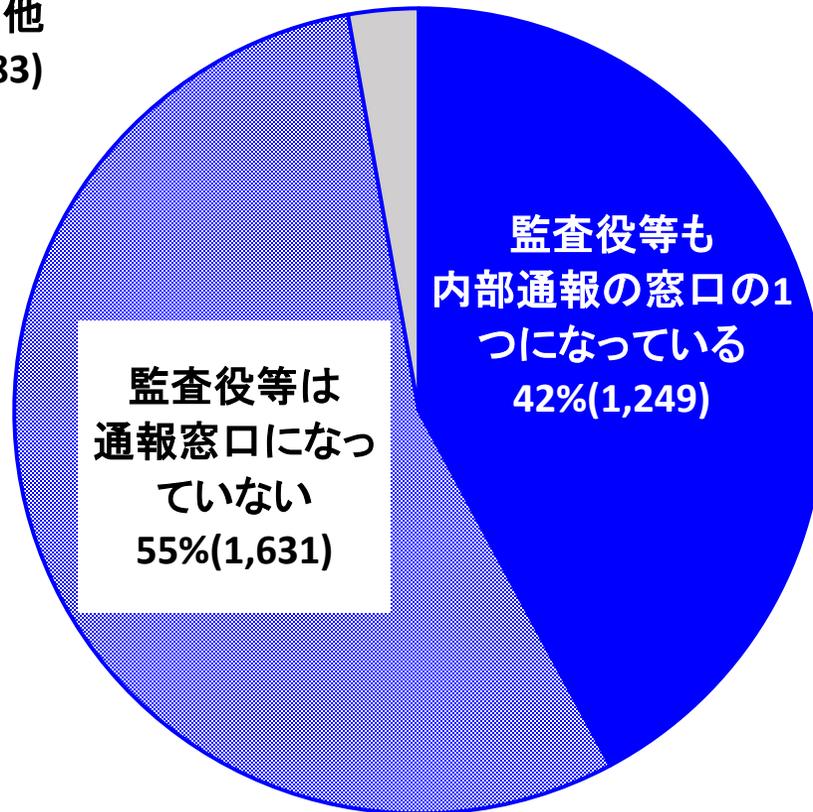
ハラスメント
専用窓口を設
置している会
社が31%

監査役等も内部通報窓口になっているか

Q7. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
監査役等も内部通報の窓口になっていますか。

その他
3%(83)

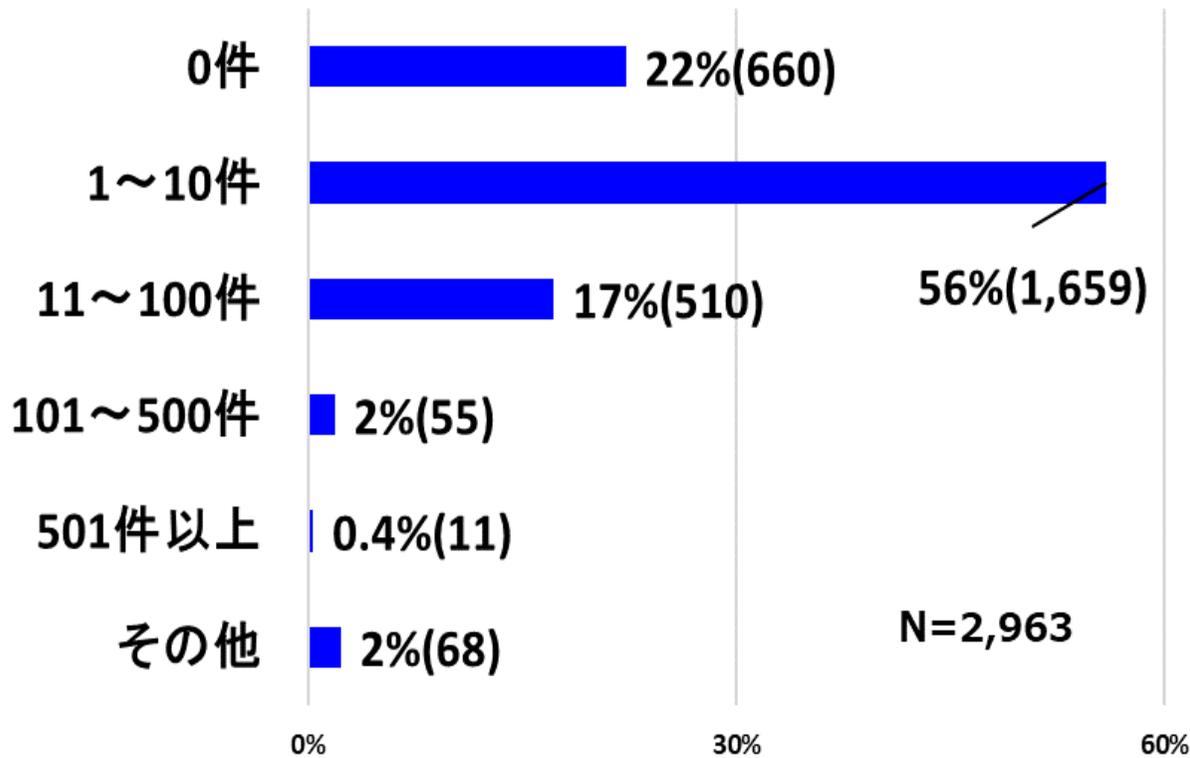
N=2,963



監査役等も内部通報の窓口の1つになっている会社が42%

内部通報の年間平均件数

Q8. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
内部通報の年間の平均件数はおよそどれくらいですか。(ハラスメント専用窓口
寄せられた件数を含む)



本通報件数にはハラスメントも含まれる。
0件が22%となり、内部通報の運用の実効性に課題があるケースも含まれていることが考えられる。

1~10件が56%となり半数以上を占めている。

内部通報の公表状況

Q9. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。) 内部通報の有無や件数等を社内外で公表していますか。(複数回答可)

N=2,963

公表状況の項目	割合	社数
特に公表していない	69%	2,032
社内メールやイントラネット	13%	390
統合報告書またはコーポレートガバナンス報告書	6%	173
事業報告	5%	156
自社ホームページ	5%	139
有価証券報告書	4%	104
社内報	4%	127
その他	9%	275

特に公表していない会社が69%となり、大半を占めた。

社内での周知方法

Q10. (設問4で「⑦労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置」を選んだ方にお尋ねします。)

公益通報者保護制度の社内での定期的な周知方法を以下からお選びください。(複数回答可)

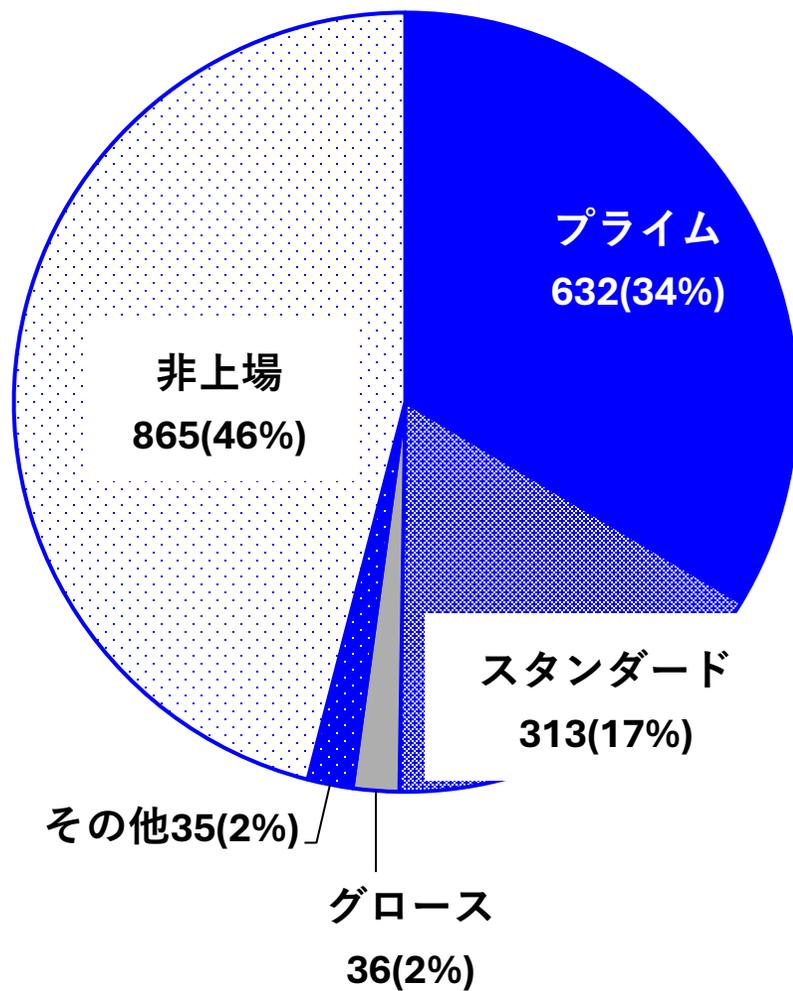
周知方法の項目	N=2,204	
	割合	社数
メールやイントラネットでの周知	70%	1,536
職位や経験年数に応じた研修等	54%	1,188
事務所等でのポスター掲示	37%	812
社内報での記載	25%	559
携行カードやしおりの配布	24%	536
周知度アンケート調査の実施	21%	456
その他	3%	75

メールやイントラネットでの周知を行う会社が70%となり、また、社内研修等を行う会社が54%となった。今後も実効性のある運用が望まれる。

従業員301名以上の 会社で見た集計

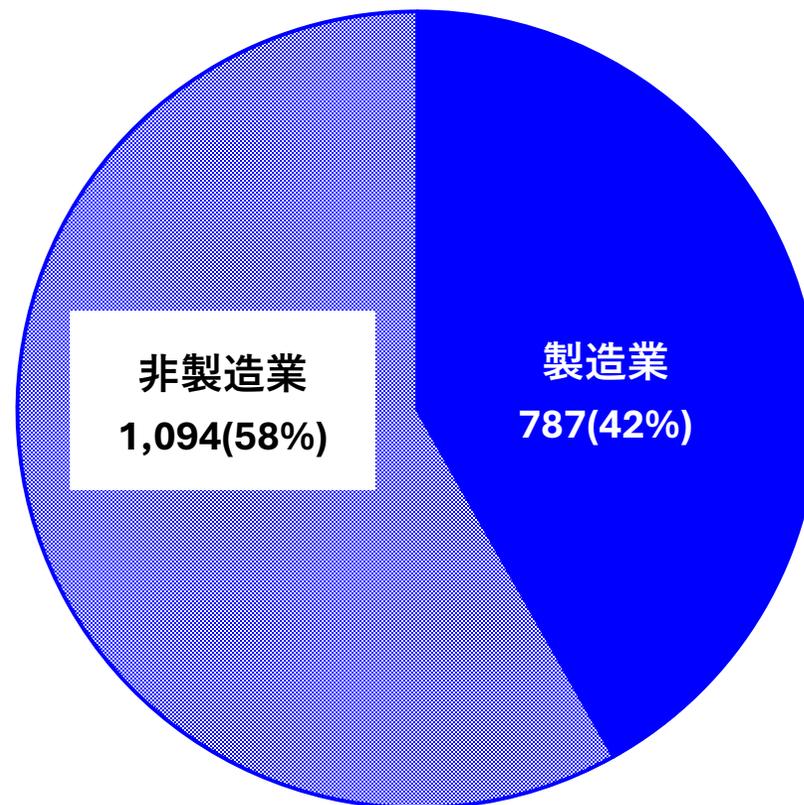
市場区分

N=1,881



業種区分

N=1,881



公益通報者保護制度に対応している措置

N=1,881

公益通報者保護制度に対応している措置の項目	割合	社数
①内部公益通報受付窓口の設置	99%	1,861
②組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置	90%	1,685
③公益通報対応業務の実施に関する措置	88%	1,661
④公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置	76%	1,431
⑤公益通報者の保護や不利益な取扱いの禁止	95%	1,787
⑥範囲外共有等の防止に関する措置	81%	1,522
⑦労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置	78%	1,471
⑧是正措置等の通知に関する措置	79%	1,487
⑨記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置	65%	1,222
⑩内部規程の策定及び運用に関する措置	87%	1,632
⑪特に何もしていない	0.4%	7
その他	0.1%	1

公益通報者保護制度に対応している措置

Q4.貴社において公益通報者保護制度に対応している措置として該当する事項を以下からお選びください。（複数回答可）

※「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」参照

受付窓口の設置状況は99%

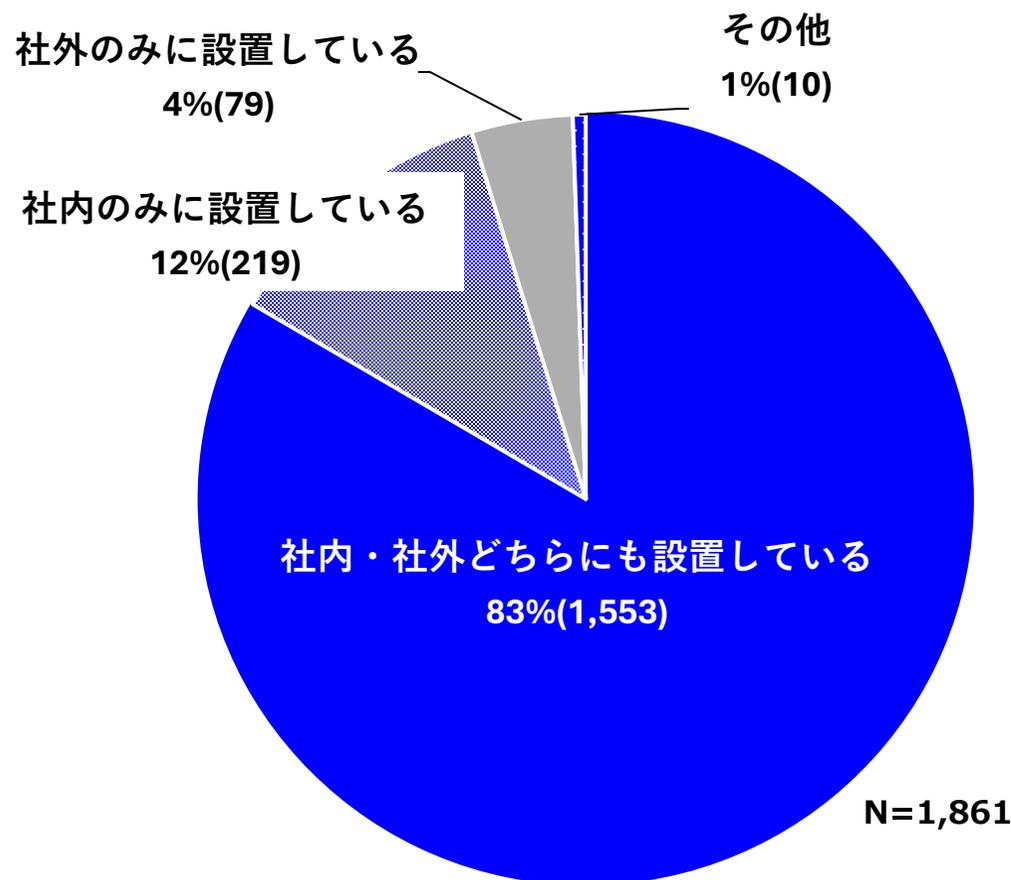
「①内部公益通報受付窓口の設置」と回答した会社は99%となり向上した。

他方、「⑪特に何もしていない」と回答した会社は0.4%となった。

従業員301名以上の分類で見ても、⑨が65%で対応措置の中で最も低く今後の対応が望まれる。

社内外での内部通報窓口の設置状況

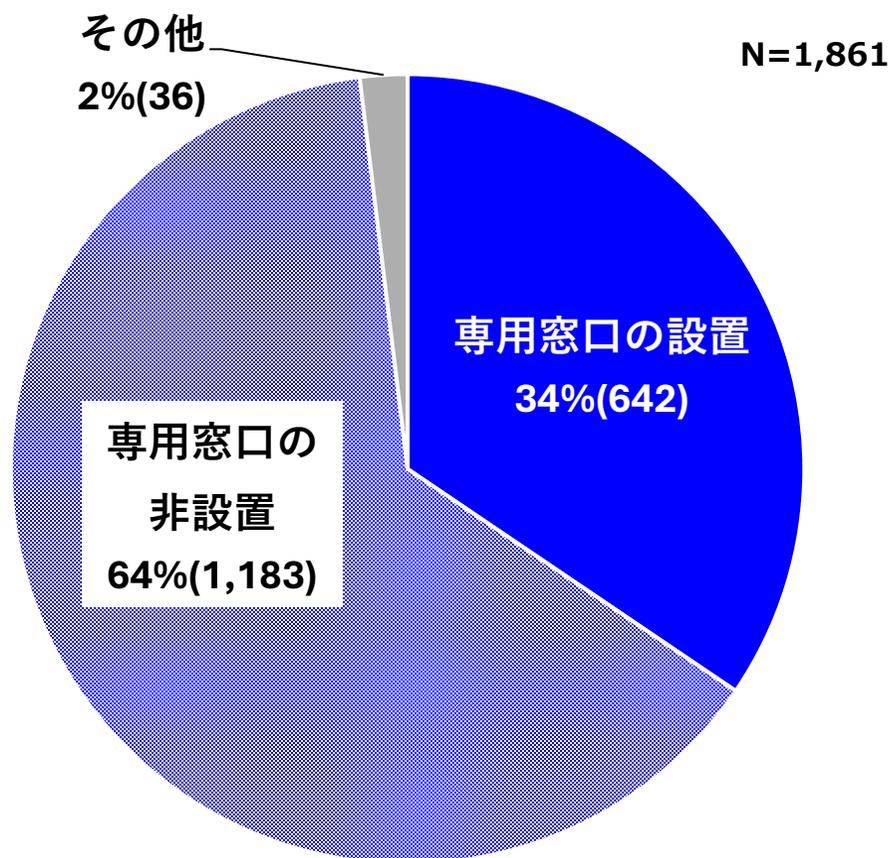
Q5. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
社内・社外に内部通報窓口を設置していますか。



社内・社外どちらにも設置している会社が83%

ハラスメント専用窓口の設置状況

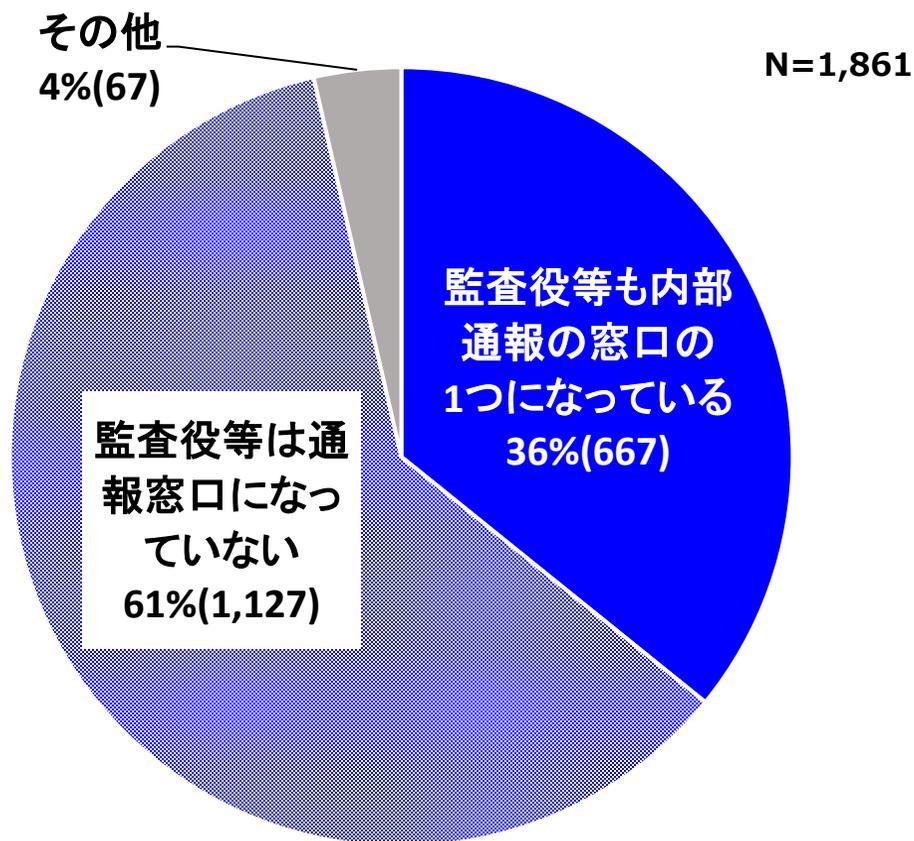
Q6. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。) ハラスメントのみに特化した専用窓口を設置していますか。



ハラスメント
専用窓口を設
置している会
社が34%

監査役等も内部通報窓口になっているか

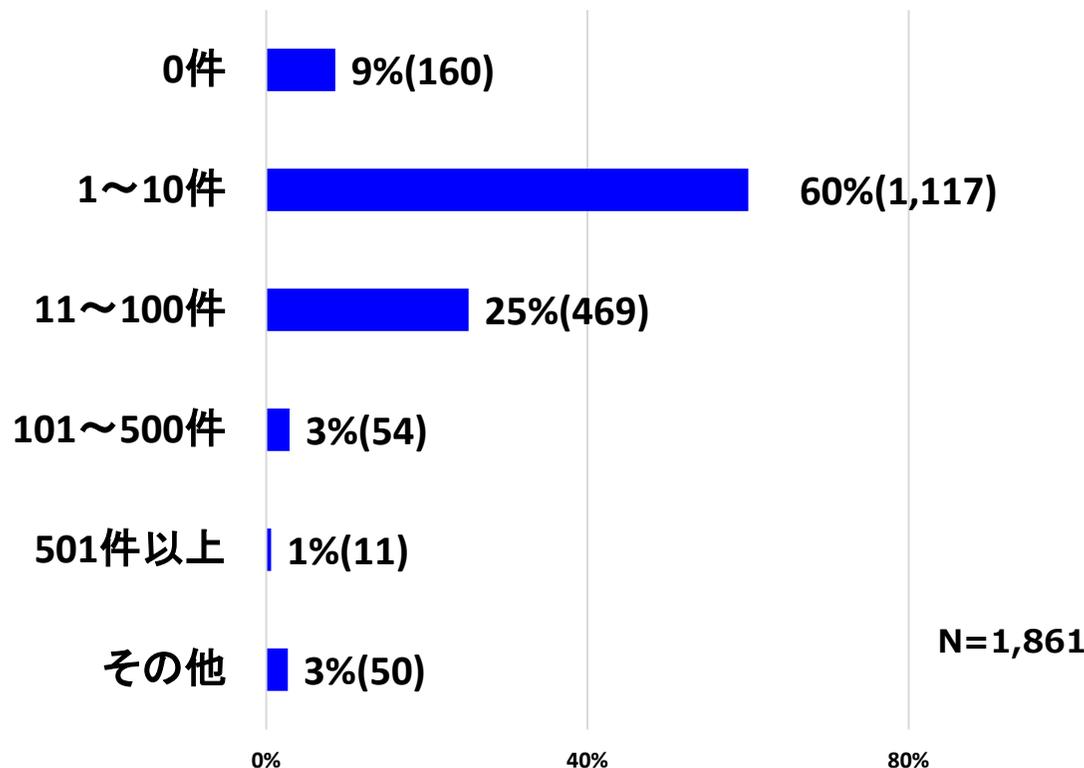
Q7. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
監査役等も内部通報の窓口になっていますか。



監査役等も内部
通報の窓口の1
つになっている
会社が36%

内部通報の年間平均件数

Q8. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。) 内部通報の年間の平均件数はおよそどれくらいですか。(ハラスメント専用窓口に寄せられた件数を含む)



本通報件数にはハラスメントも含まれる。0件が9%となり全体で見た22%よりも13ポイント低下し、内部通報について一定程度の運用がなされている。

1~10件が60%となり半数以上を占めている。

内部通報の公表状況

Q9. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。) 内部通報の有無や件数等を社内外で公表していますか。(複数回答可)

N=1,861

公表状況の項目	割合	社数
特に公表していない	64%	1,194
社内メールやイントラネット	15%	285
統合報告書またはコーポレートガバナンス報告書	8%	149
事業報告	6%	112
自社ホームページ	7%	126
有価証券報告書	4%	82
社内報	5%	101
その他	11%	199

特に公表していない会社が64%となり、大半を占めた。

社内での周知方法

Q10. (設問4で「⑦労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置」を選んだ方にお尋ねします。)

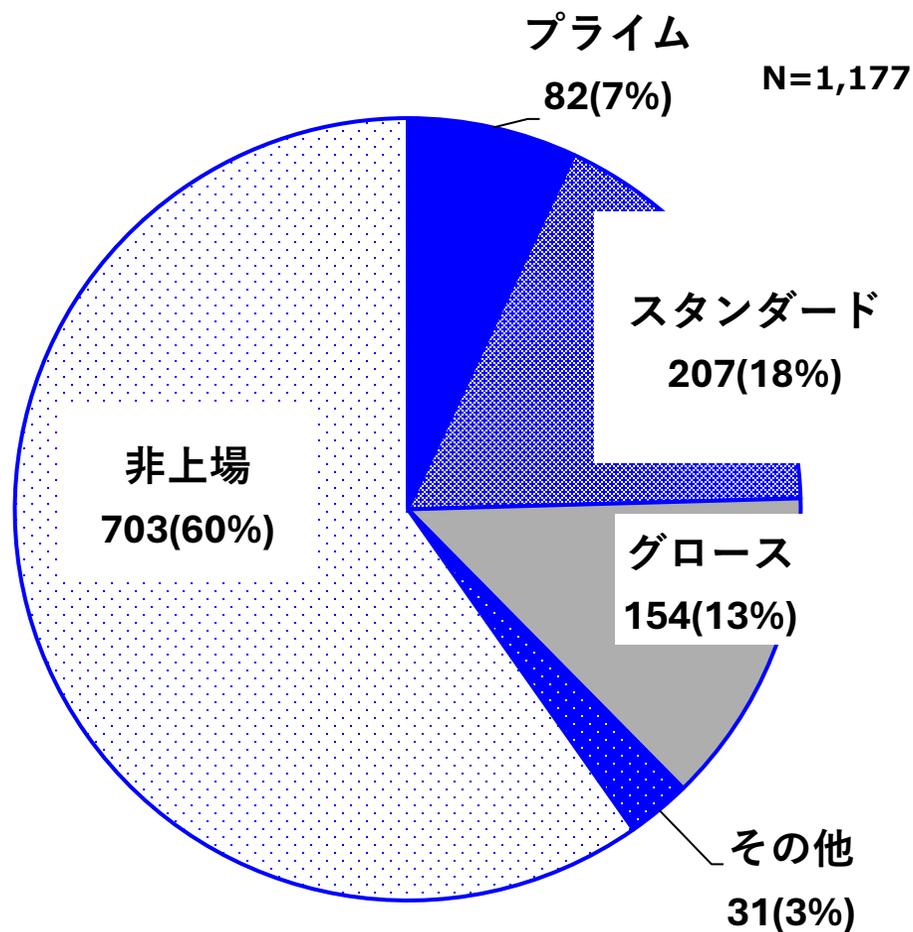
公益通報者保護制度の社内での定期的な周知方法を以下からお選びください。(複数回答可)

周知方法の項目	割合	N=1,471
		社数
メールやイントラネットでの周知	69%	1,020
職位や経験年数に応じた研修等	57%	833
事務所等でのポスター掲示	43%	636
社内報での記載	31%	458
携行カードやしおりの配布	30%	436
周知度アンケート調査の実施	25%	370
その他	3%	41

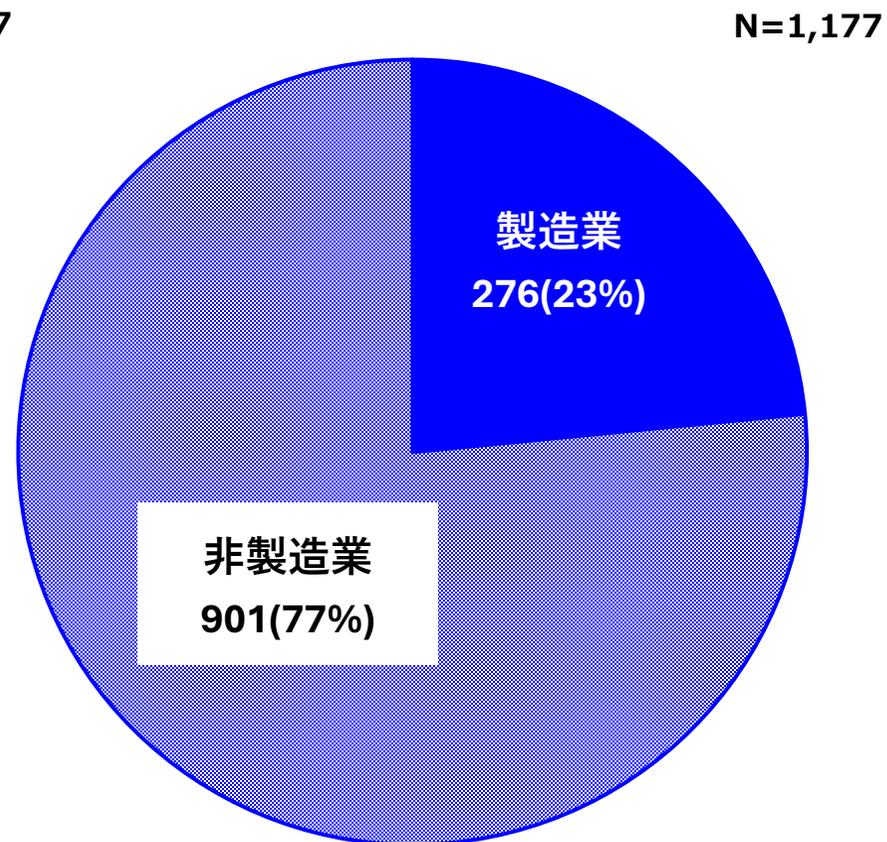
メールやイントラネットでの周知を行う会社が69%となり、また、社内研修等を行う会社が57%となった。

従業員300名以下の 会社で見た集計

市場区分



業種区分



公益通報者保護制度に対応している措置

N=1,177

公益通報者保護制度に対応している措置の項目	割合	社数
①内部公益通報受付窓口の設置	94%	1,102
②組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置	81%	952
③公益通報対応業務の実施に関する措置	72%	844
④公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置	56%	659
⑤公益通報者の保護や不利益な取扱いの禁止	85%	999
⑥範囲外共有等の防止に関する措置	63%	740
⑦労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置	62%	733
⑧是正措置等の通知に関する措置	62%	724
⑨記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置	47%	554
⑩内部規程の策定及び運用に関する措置	77%	911
⑪特に何もしていない	3.7%	44
その他	0.3%	4

公益通報者保護制度に対応している措置

Q4.貴社において公益通報者保護制度に対応している措置として該当する事項を以下からお選びください。（複数回答可）

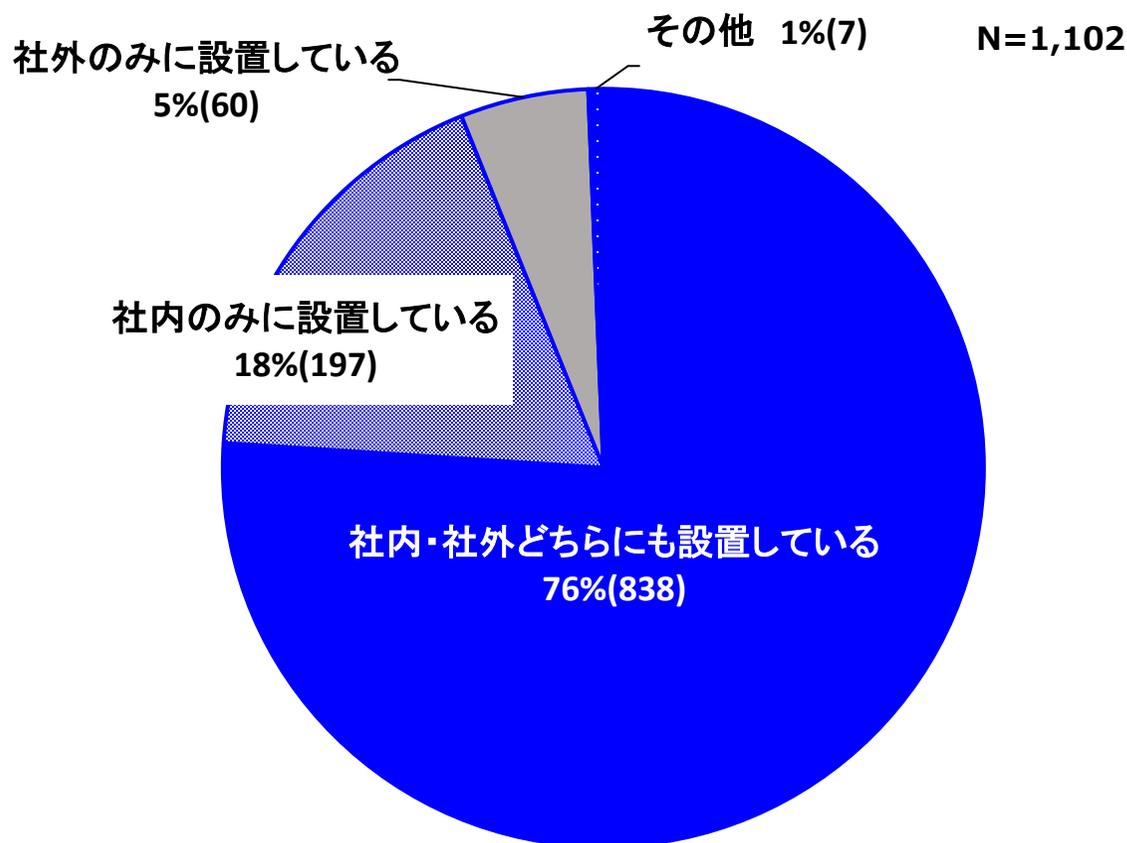
※「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」参照

受付窓口の設置状況は94%

「⑨記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置」と回答した会社は47%となった。また、「⑪特に何もしていない」と回答した会社は3.7%となった。

社内外での内部通報窓口の設置状況

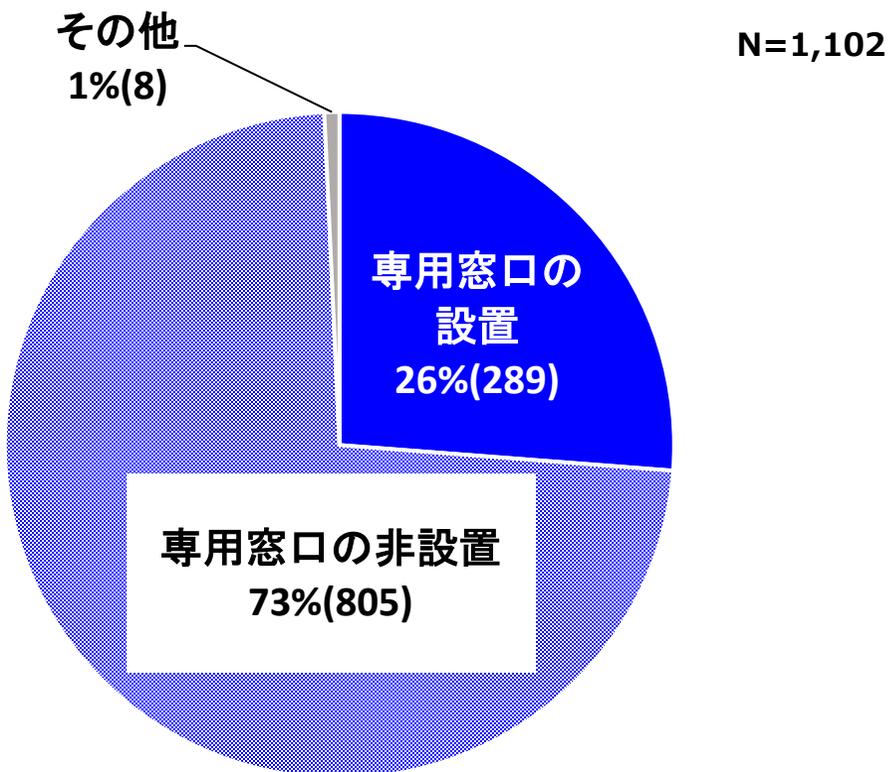
Q5. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
社内・社外に内部通報窓口を設置していますか。



社内・社外ど
ちらにも設置
している会社
が76%

ハラスメント専用窓口の設置状況

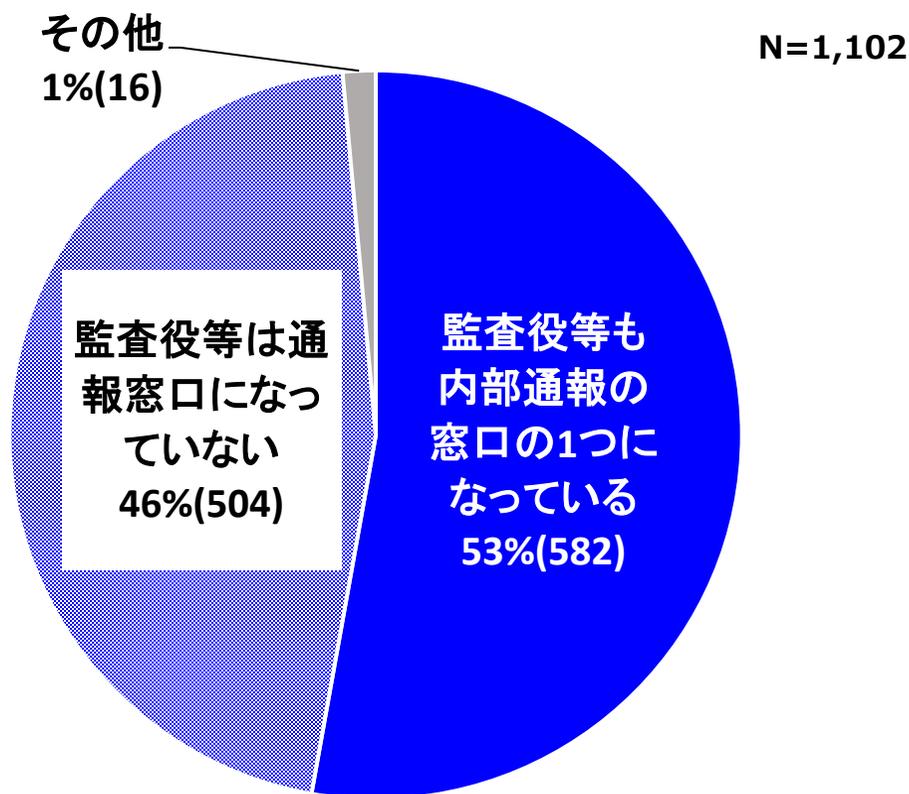
Q6. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
ハラスメントのみに特化した専用窓口を設置していますか。



ハラスメント
専用窓口を設
置していない
会社が73%

監査役等も内部通報窓口になっているか

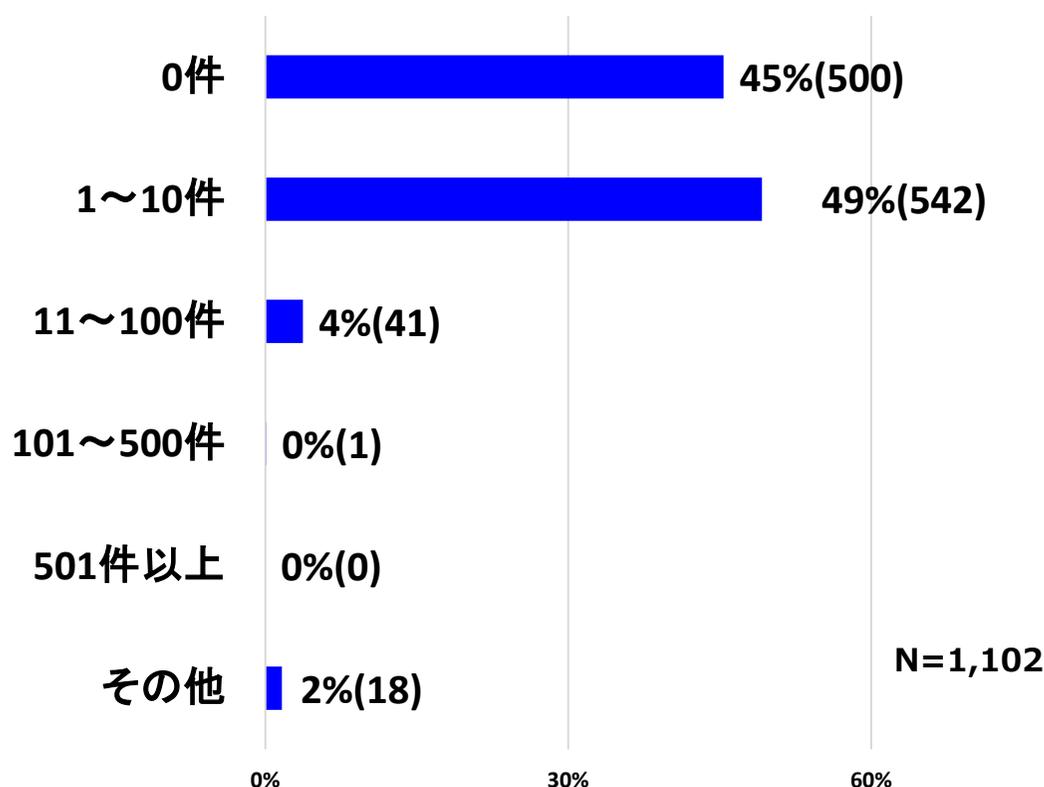
Q7. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。)
監査役等も内部通報の窓口になっていますか。



監査役等も内部通報の窓口の1つになっている会社が
53%

内部通報の年間平均件数

Q8. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。) 内部通報の年間の平均件数はおよそどれくらいですか。(ハラスメント専用窓口に寄せられた件数を含む)



本通報件数にはハラスメントも含まれる。0件が45%となり、内部通報の運用の実効性に課題があるケースは多いと考えられる。

内部通報の公表状況

Q9. (設問4で「①内部公益通報受付窓口の設置」を選んだ方にお尋ねします。) 内部通報の有無や件数等を社内外で公表していますか。(複数回答可)

N=1,102

公表状況の項目	割合	社数
特に公表していない	76%	843
社内メールやイントラネット	10%	105
統合報告書またはコーポレートガバナンス報告書	2%	24
事業報告	4%	44
自社ホームページ	1%	13
有価証券報告書	2%	22
社内報	2%	26
その他	8%	89

特に公表していない会社が76%となり、大半を占めた。

社内での周知方法

Q10. (設問4で「⑦労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置」を選んだ方にお尋ねします。)

公益通報者保護制度の社内での定期的な周知方法を以下からお選びください。(複数回答可)

周知方法の項目	割合	N=733
		社数
メールやイントラネットでの周知	70%	516
職位や経験年数に応じた研修等	48%	355
事務所等でのポスター掲示	24%	176
社内報での記載	14%	101
携行カードやしおりの配布	14%	100
周知度アンケート調査の実施	12%	86
その他	6%	41

メールやイントラネットでの周知を行う会社が70%となり、また、社内研修等を行う会社が48%となった。